

【日本学生支援機構奨学金】 給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金 の緊急採用・応急採用について

日本学生支援機構では、災害等により『**家計が急変**』し、奨学金を希望する学生を対象に、給付奨学金の**家計急変採用**、及び貸与奨学金の**緊急採用**（第一種奨学金）・**応急採用**（第二種奨学金）の申込みを随時受け付けています。

特に、**災害救助法適用地域に居住する世帯**で、当該の災害により家計が急変[※]したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員を推薦することができます。（**罹災証明が必要**。各自治体の役所で発行してもらってください。）

※給付奨学金：生計維持者が、死亡・負傷等により半年以上就労が困難・失職、生死不明・行方不明・就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

貸与奨学金：自宅が全損した、保護者の職場が甚大な被害を受けたため当面の収入の当てがない等

該当する災害及び地域については、【**別紙**】を参照してください。

また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合がありますので、奨学金を希望される方は奨学金窓口にご相談ください。

申込み期限は、給付奨学金の**家計急変採用**は家計急変事由の発生日から『**3ヶ月以内**』、貸与奨学金の**緊急・応急採用**は災害による被害発生および家計急変事由の発生から『**1年以内**』の期間です。

家計急変採用、緊急・応急採用について、詳しくは日本学生支援機構のHPで確認できます。

<日本学生支援機構HP 家計急変採用>

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

<日本学生支援機構HP 緊急採用・応急採用>

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

【JASSO災害支援金】について

日本学生支援機構では、学生やその生計維持者・留学生の住んでいる家が、半分以上壊れたり、床上浸水したりするなどした場合、一日でも早く元の生活に戻り、学業を続けることができるよう、支援金（10万円）の申請を受け付けています。（研究生・特別聴講学生等の非正規生は対象外です）

申請できるのは、自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方で、災害等の発生から6ヶ月以内が申請期限です。

JASSO災害支援金について、詳しくは日本学生支援機構のHPで確認できます。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

相談・受付窓口

総合研究棟Ⅱ 1階 学務部学生支援チーム①番窓口
059-231-9061
menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

【**掲示期間**】令和9年9月20日（または掲示内容の更新まで）

災 害 の 名 称	対 象 と な る 地 域【災 害 救 助 法 適 用 地 域】
令和８年台風第２５号に伴う災害	千葉県 銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（９月２０日適用） 東京都 大島町（９月２１日適用） ※令和８年８月１３日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和８年台風第２５号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和８年台風第２５号に伴う災害においても災害救助法が適用されています。
令和８年８月２７日からの大 雨に係る災害	富山県 高岡市、氷見市、小矢部市、射水市（８月２７日適用） 石川県 羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町（８月２７日適用） 福井県 福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町（８月２９日適用）
令和８年７月１７日から１８ 日にかけての大 雨に係る災害	栃木県 足利市（７月１７日適用）
令和８年８月１３日からの大 雨に係る災害	千葉県 千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町（８月１３日適用）
令和８年熊本地震に係る災害	熊本県 熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町（７月２８日適用）
令和８年７月７日に発生した 土砂崩れに係る災害	滋賀県 甲賀市（７月７日適用）
令和８年６月２４日からの大 雨に伴う災害	鹿児島県 薩摩川内市（６月２４日適用） 福岡県 柳川市、うきは市、みやま市、八女郡広川町（６月２５日適用）
令和８年岩手県大槌町の林野 火災に係る災害	岩手県 上閉伊郡大槌町（４月２２日適用）

令和 8 年 1 月 2 1 日からの大雪に係る災害	青森県 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町（1 月 29 日適用） 西津軽郡深浦町（1 月 30 日適用） 中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村（2 月 2 日適用） 新潟県 宮小千谷市、魚沼市（2 月 2 日適用）、長岡市（2 月 3 日適用）上越市（2 月 4 日適用） 秋田県 能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町（2 月 3 日適用） 山形県 新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村（令和 8 年 2 月 4 日適用）尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町（2 月 5 日適用）
令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県 八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町（12 月 8 日適用） 岩手県 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町（12 月 8 日適用）
令和 7 年 1 1 月 1 8 日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害	大分県 大分市（11 月 18 日適用）
令和 7 年台風第 22 号に伴う災害	東京都 島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村四日市市（10 月 8 日適用）